附　則（平22. 6.18）

この改正は、平成22年６月18日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第４条、第７条、第８条、第10条の２、第11条、第12条を改正。

附　則（平25. 4. 1）

この改正は、平成25年４月１日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第６条、第16条を改正。

附　則（平26. 6.10）

この改正は、平成26年６月10日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第３条の２、第11条、第11条の２、第12条を改正。

公　　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

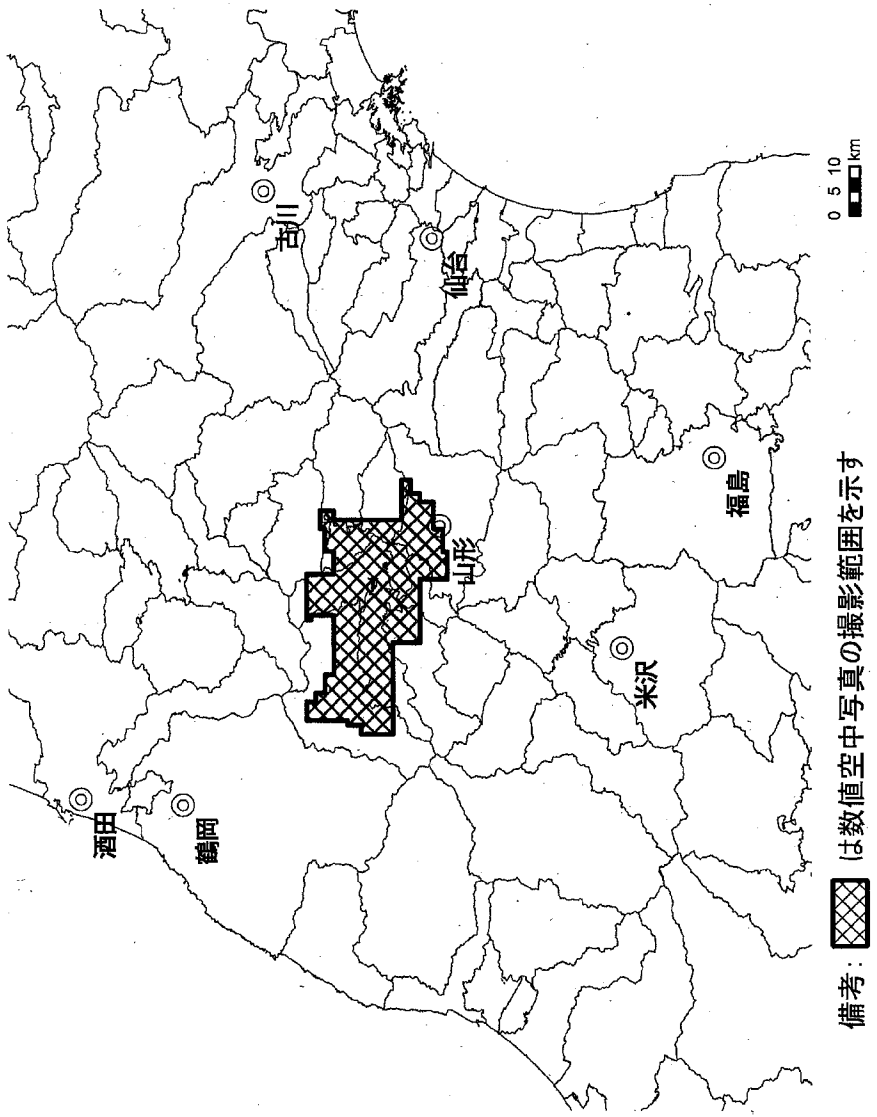
平成26年6月23日　　国土交通大臣　太田　昭宏

種　類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm相当	平成25年	ＣＴＯ―2013―14	寒河江地区	デジタル	2,007枚
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2013―５	魚沼地区	〃	2,110枚
〃	40cm相当	〃	ＣＫＵ―2013―13Ｘ	阿久根地区	アナログ	93枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2013―14Ｘ	姶良地区	〃	229枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2013―15Ｘ	日置地区	〃	251枚

種　類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	面積
数値空中写真（正射画像）	20cm相当	平成25年	ＣＴＯ―2013―14	寒河江地区	663㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2013―５	魚沼地区	579㎢
〃	40cm相当	〃	ＣＫＵ―2013―13Ｘ	阿久根地区	102㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2013―14Ｘ	姶良地区	349㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2013―15Ｘ	日置地区	336㎢

備考　空中写真の刊行日　平成26年６月24日

寒河江地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す